

大郷町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

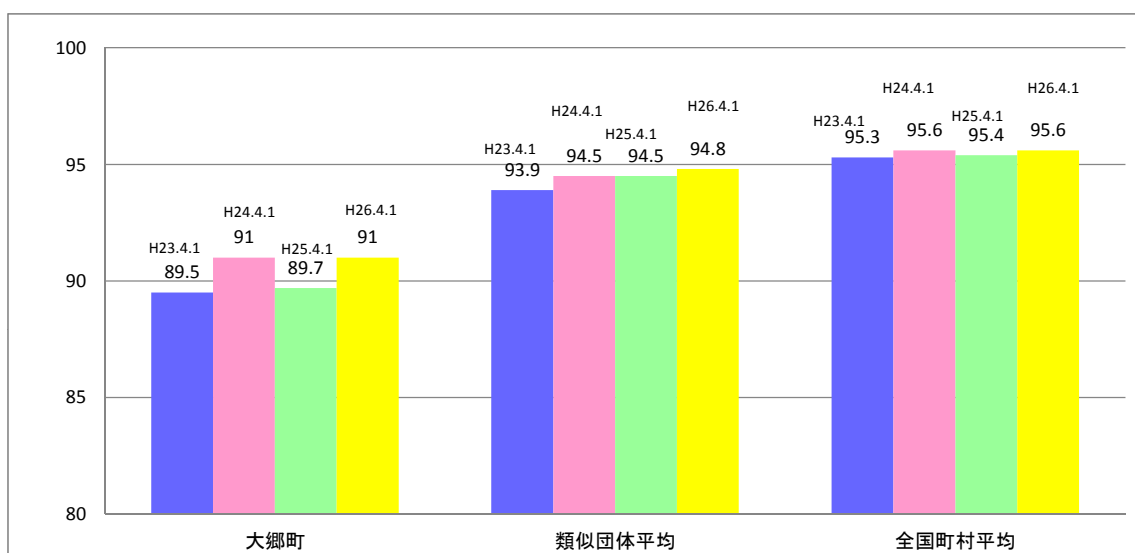
区分	住民基本台帳人口 (平成26年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 24年度の人件費率
25年度	人 8,748	千円 5,192,086	千円 386,181	千円 859,163	% 16.5	% 15.5

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	与			計 B	(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当			
25年度	人 101	千円 346,377	千円 41,298	千円 122,649	千円 510,324	千円 5,053	千円 5,490

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、25年4月1日現在の人数である。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による給与削減措置がないとした場合の値である。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引き下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[未実施]

ラスパイルズ指数が類似団体や全国平均と比べても低いため。

②その他見直し内容

地域手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (26年4月1日現在)

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
大郷町	41.8 歳	296,400 円	334,300 円	313,910 円
宮城県	42.5 歳	325,697 円	402,675 円	360,391 円
国	43.5 歳	335,401 円	---	408,472 円
類似団体	42.6 歳	310,381 円	354,449 円	336,306 円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
大郷町	51.1 歳	10 人	287,600 円	312,500 円	303,020 円	---	---	---	---
うち用務員	53.3 歳	8 人	293,400 円	303,550 円	300,100 円	用務員	54.3 歳	199,300 円	1.52
うち自動車運転手	42.1 歳	2 人	264,300 円	316,600 円	314,600 円	自家用乗用自動車運転者	48.5 歳	237,900 円	1.33
宮城県	51.0 歳	216 人	334,856 円	379,231 円	359,866 円	---	---	---	---
国	50.1 歳	3,119 人	287,992 円	---	326,611 円	---	---	---	---
類似団体	49.7 歳	6 人	271,921 円	294,995 円	282,545 円	---	---	---	---

区 分	参 考		
	年 収 ベー ス (試 算 値) の 比 較		
	公 務 員 (C)	民 間 (D)	C/D
大郷町	---	---	---
うち用務員	4,859,600 円	2,747,000 円	1.77
うち自動車運転手	5,016,200 円	3,277,700 円	1.53

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成～年の3ヶ年平均)。

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(注) 1 「平均給料月額」とは、26年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

3 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額(国比較ベース)」の括弧書きは、給与改定・臨時特例法による給与削減措置がない場合の値(減額前)である。

(2) 職員の初任給の状況 (26年4月1日現在)

区 分	大 郷 町	宮 城 県	国
一 般 行 政 職	大 学 卒	172,200 円	178,800 円
	高 校 卒	140,100 円	144,500 円
技 能 労 務 職	高 校 卒	137,200 円	141,900 円
	中 学 卒	121,600 円	125,400 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (26年4月1日現在)

区 分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一 般 行 政 職	大 学 卒	234,600 円	291,900 円
	高 校 卒	220,300 円	269,600 円
技 能 労 務 職	高 校 卒	— 円	228,600 円
	中 学 卒	— 円	281,900 円

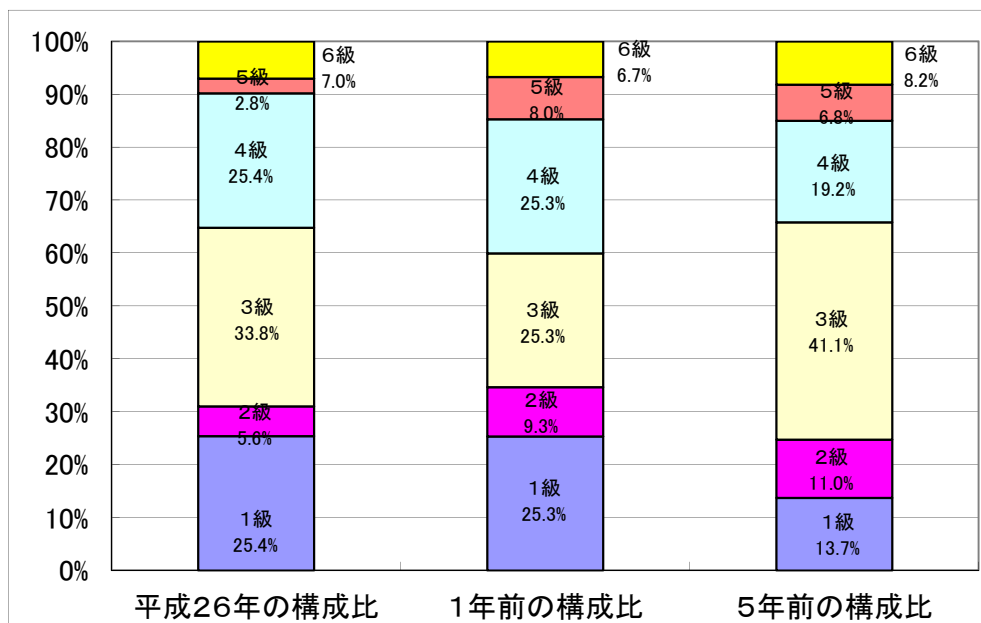
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況 (26年4月1日現在)

区 分	標 準 的 な 職 務 内 容	職 員 数	構 成 比
1 級	主事又は技師の職務 (主事・技師)	18 人	25.4 %
2 級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務 (主事・技師)	4 人	5.6 %
3 級	課長補佐並びに係長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして町長が規則で定める職の職務 (主幹・係長・主査)	24 人	33.8 %
4 級	困難な業務を処理する課の課長補佐の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして町長が規則で定める職の職務 (課長補佐・副参事)	18 人	25.4 %
5 級	課長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして町長が規則で定める職の職務 (課長・参事)	2 人	2.8 %
6 級	会計管理者の職務、総務課長など重要な業務を所掌する課の長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして町長が規則で定める職の職務 (課長・会計管理者)	5 人	7.0 %

(注) 1 大郷町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

1. 勤務成績の評定の実施状況

地方公務員法第40条に基づき、毎年6月1日及び12月1日を基準日として全職員に対して勤務成績の評定を実施。

(内容の詳細については、大郷町の勤務評定に関する要綱による)

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

大郷町	宮城県	国
1人当たり平均支給額(25年度) 1,295 千円	1人当たり平均支給額(25年度) 1,634 千円	---
(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45) 月分 (0.65) 月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45) 月分 (0.65) 月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45) 月分 (0.65) 月分
(加算措置の状況) ・ 役職加算 5%~15% 職制上の段階、職務の級等による加算措置	(加算措置の状況) ・ 役職加算 5%~20% ・ 管理職加算 15%~25% 職制上の段階、職務の級等による加算措置	(加算措置の状況) ・ 役職加算 5%~20% ・ 管理職加算 10%~25% 職制上の段階、職務の級等による加算措置

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】 勤勉手当への勤務実績の反映状況 (一般行政職)

1. 勤務成績の評定の実施状況

地方公務員法第40条に基づき、毎年6月1日及び12月1日を基準日として全職員に対して勤務成績の評定を実施。

(内容の詳細については、大郷町の勤務評定に関する要綱による)

2. 勤勉手当への勤務実績の反映状況

A~Eの5段階評価により、得点化して総合評価する。総合評価Cを0%とし、±30%以内で支給率を調整する。

(A→+30%、B→+15%、C→+0%、D→△15%、E→△30%)

なお、平成25年度においては成績率に差を設けず、一律の支給(67.5/100)を行った。

(2) 退職手当 (26年4月1日現在)

大 郷 町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	21.62 月分	27.0250 月分	勤続20年	21.62 月分	27.0250 月分
勤続25年	30.82 月分	36.570 月分	勤続25年	30.82 月分	36.570 月分
勤続35年	43.70 月分	52.44 月分	勤続35年	43.70 月分	52.44 月分
最高限度額	52.44 月分	52.44 月分	最高限度額	52.44 月分	52.44 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)		
(退職時特別昇給 無)					
1人当たり平均支給額	15,166 千円	22,901 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、25年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当 (26年4月1日現在)

支給実績(25年度決算)		482 千円	
支給職員1人当たりの平均支給年額(25年度決算)		241,245 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員	国の制度(支給率)
宮城県仙台市	6 %	1 人	6 %
宮城県名取市・多賀城市・利府町・富谷町	3 %	0 人	3 %
東京都特別区	18 %	0 人	18 %

(4) 特殊勤務手当 なし

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (25年度決算)	14,288 千円
職員1人当たり平均支給年額 (25年度決算)	159 千円
支給実績 (24年度決算)	12,602 千円
職員1人当たり平均支給年額 (24年度決算)	216 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (26年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(25年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)
扶養手当	1. 配偶者 13,000円 2. 配偶者以外の扶養親族 6,500円 (配偶者がいない場合にあつては、そのうち1人につき 11,000円) ※ 扶養親族である子のうち、満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日後最初の3月31日までの間にある子は、1人につき5,000円加算	同じ	---	11,691 千円	229,245 円
住居手当	借家・借間に居住している職員 ア月額23,000円以下の家賃を支払っている場合 手当額=家賃-12,000円 イ月額23,000円を超える家賃を支払っている場合 手当額(限度額27,000円)=11,000円+(家賃-23,000円)÷2	同じ	---	5,176 千円	272,421 円

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (25年度決算)
通勤手当	1.交通機関利用者 1ヶ月に要する運賃等の相当額 (限度額 55,000円) 2.自動車等の利用者(片道2km以上) 使用距離(片道)により、2,000円～ 24,500円 3.交通機関と自動車等の併用者 運賃等の相当額+交通用具の使用 額(限度額 55,000円)	同 じ	---	5,435 千円	63,940 円
管理職手当	管理・監督の地位にある職員の属する 職務の級に応じて支給する 6級 41,500円・5級 39,600円	同 じ	---	5,364 千円	487,636 円
休日勤務手当	国民の祝日及び年末年始において、正規 の勤務を割り振られたとき支給する	同 じ	---	--- 千円	--- 円
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴い転居し、配 偶者と別居し、単身で生活することを常況 とする場合支給する 月額23,000円+加算額	同 じ	---	--- 千円	--- 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌日 の午前5時までの間に勤務することを命ぜ られ勤務した職員に支給する	同 じ	---	--- 千円	--- 円
災害派遣手当	災害応急対策又は災害復旧のため国又は 他の地方公共団体から派遣された職員が 住所を離れて町の区域に滞在する場合	同 じ	---	--- 千円	--- 円
宿日直手当	正規の勤務時間以外の時間及び休日等に 本来の勤務に従事しないで宿日直勤務を した職員に支給する	同 じ	---	--- 千円	--- 円
管理職員 特別勤務手当	管理職手当を支給されている職員が、臨時 又は緊急その他公務運営の必要により、土 日や休日に勤務したとき支給する	同 じ	---	--- 千円	--- 円

5 特別職の報酬等の状況（26年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	町 長	732,000 円	(参考) 類似団体における最高 / 最低額
	副 町 長	555,000 円	850,000 円 / 350,000 円
報 酬	議 長	294,000 円	360,000 円 / 205,000 円
	副 議 長	241,000 円	320,000 円 / 164,900 円
	議 員	226,000 円	300,000 円 / 145,500 円
期 末 手 当	町 副 町 長	(25年度支給割合) 2.95 月分	
	議 副 議 長 員	(25年度支給割合) 2.95 月分	
退 職 手 当	町 長	(算定方法) 732千円×在職月数(48)×0.44	(1期の手当額) 15,459,840
	副 町 長	555千円×在職月数(48)×0.26	6,926,400
	備 考		(支給時期) 任 期 毎

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

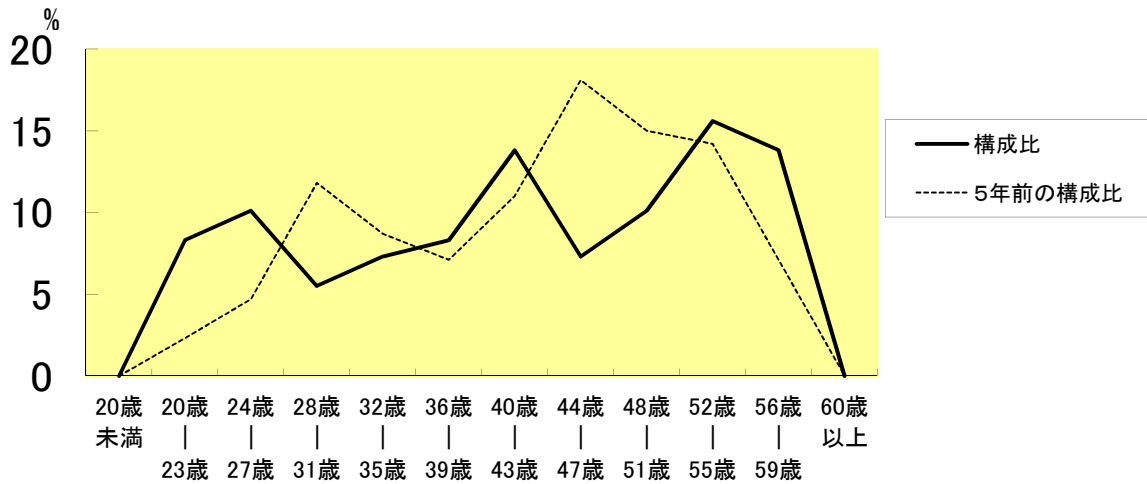
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分		職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			平成25年	平成26年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部	議 会	3	3	0	人事交流派遣職員に伴う増
		総 務	30	31	1	
		税 務	8	8	0	
		民 生	4	5	1	
		衛 生	8	6	△ 2	
		農 林 水 産	7	7	0	
		商 工 土 木	2	2	0	
	計	69	67	△ 2	<参考> 人口1万人当たり職員数 76.59 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 101.04 人)	
	教 育 部 門	30	30	0		
	小 計	99	97	△ 2	<参考> 人口1万人当たり職員数 110.88 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 124.28 人)	
会 社 企 業 部 門 等	水 道 事 業	2	2	0		
	下 水 道	3	3	0		
	そ の 他	6	7	1		
小 計	11	12	1			
合 計		110	109	△ 1	<参考> 人口1万人当たり職員数 124.60 人	
		[152]	[152]	[0]		

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
 2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (26年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳以上	計
職員数	0人	9人	11人	6人	8人	9人	15人	8人	11人	17人	15人	0人	109人

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

部門別	21年	22年	23年	24年	25年	26年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	66	63	64	63	69	67	1 (-8.7%)
教育	32	30	32	31	30	30	-2 (-16.7%)
普通会計計	98	93	96	94	99	97	-1 (-11.3%)
公営企業会計等計	12	12	10	13	11	12	0 (-8.3%)
総合計	110	105	106	107	110	109	-1 (-9.3%)

- 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
- 2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 職員数の状況

(1) 上水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費率 B/A	(参考) 24年度の総費用に占める 職員給与費率
25年度	千円 198,736	千円 13,748	千円 11,014	% 5.5	% 5.7

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)水道事業平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
25年度	人 2	千円 6,492	千円 180	千円 2,271	千円 8,943	千円 4,472	千円 6,123

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、26年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

なし

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（26年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
上水道事業	40.0 歳	275,262 円	385,553 円
団体平均	41.8 歳	296,400 円	334,300 円
事業者	--- 歳		--- 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

上水道事業	大郷町(一般行政職)
1人当たり平均支給額(25年度) 1,135 千円	1人当たり平均支給額(25年度) 1,295 千円
(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45) 月分 (0.65) 月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45) 月分 (0.65) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5%~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5%~15%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（26年4月1日現在）

上水道事業			大郷町(一般行政職)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	21.62 月分	27.0250 月分	勤続20年	21.62 月分	27.0250 月分
勤続25年	30.82 月分	36.57 月分	勤続25年	30.82 月分	36.57 月分
勤続35年	43.70 月分	52.44 月分	勤続35年	43.70 月分	52.44 月分
最高限度額	52.44 月分	52.44 月分	最高限度額	52.44 月分	52.44 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
(退職時特別昇給	無)	(退職時特別昇給	無)
1人当たり平均支給額	--- 千円	--- 千円	1人当たり平均支給額	15,166 千円	22,901 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、25年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

(26年4月1日現在)

支給実績(25年度決算)		0 千円	
支給職員1人当たりの平均支給年額(25年度決算)		0 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員	国の制度(支給率)
宮城県仙台市	6 %	0 人	6 %
宮城県名取市・多賀城市・利府町・富谷町	3 %	0 人	3 %
東京都特別区	16 %	0 人	16 %

エ 特殊勤務手当 な し

オ 時間外勤務手当

支給実績 (25年度決算)	18 千円
職員1人当たり平均支給年額 (25年度決算)	9 千円
支給実績 (24年度決算)	34 千円
職員1人当たり平均支給年額 (24年度決算)	17 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当 (26年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支 給 実 績 (25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (25年度決算)
扶 養 手 当	1. 配偶者 13,000円 2. 配偶者以外の扶養親族 6,500円 (配偶者がいない場合にあつては、そのうち1人につき 11,000円) ※ 扶養親族である子のうち、満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日後最初の3月31日までの間にある子は、1人につき5,000円加算	同 じ	---	--- 千円	--- 円
住 居 手 当	借家・借間に居住している職員 ア月額23,000円以下の家賃を支払っている場合 手当額=家賃-12,000円 イ月額23,000円を超える家賃を支払っている場合 手当額(限度額27,000円)=11,000円+(家賃-23,000円)÷2	同 じ	---	45 千円	22,500 円
通 勤 手 当	1.交通機関利用者 1ヶ月に要する運賃等の相当額 (限度額 55,000円) 2.自動車等の利用者(片道2km以上) 使用距離(片道)により、2,000円～24,500円 3.交通機関と自動車等の併用者 運賃等の相当額+交通用具の使用額(限度額 55,000円)	同 じ	---	117 千円	58,550 円
管理職手当	管理・監督の地位にある職員の属する職務の級に応じて支給する 6級 41,500円・5級 39,600円	同 じ	---	--- 千円	--- 円
休日勤務手当	国民の祝日及び年末年始において、正規の勤務を割り振られたとき支給する	同 じ	---	--- 千円	--- 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられ勤務した職員に支給する	同 じ	---	--- 千円	--- 円
宿日直手当	正規の勤務時間以外の時間及び休日等に本来の勤務に従事しないで宿日直勤務をした職員に支給する	同 じ	---	--- 千円	--- 円
管理職員 特別勤務手当	管理職手当を支給されている職員が、臨時又は緊急その他公務運営の必要により、土日や休日に勤務したとき支給する	同 じ	---	--- 千円	--- 円